

令和6年度八王子市住民税非課税世帯等への
臨時特別給付金支給事務実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援として、新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置の一環として実施する、令和6年度に新たに住民税非課税又は住民税均等割のみ課税となった世帯への臨時特別給付金に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 令和6年度八王子市住民税非課税世帯等への臨時特別給付金(以下「臨時特別給付金」という。)は、前条の目的を達するために、八王子市によって贈与される給付金をいう。

(支給対象者)

第3条 臨時特別給付金の支給対象者は、令和6年6月3日(以下「基準日」という。)において、八王子市の住民基本台帳に記録されている者(基準日以前に、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条の規定により住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村(特別区を含む。以下同じ。)の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて八王子市の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。)であって、次のいずれかに該当する世帯の世帯主とする。

- (1) 同一の世帯に属する者全員が、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による令和6年度分の個人の市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。)の所得割が課せられていない者である世帯
 - (2) 市町村の条例で定めるところにより令和6年度分の個人の市町村民税の均等割(以下「市町村民税均等割」という。)を免除された者である世帯
- 2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する世帯は、支給要件を満たさないものとする。
- (1) 令和6年1月1日に国内に住民登録がなく国内に課税権がない者及び租税条約による免除の適用を受けている者を含む世帯
 - (2) 市町村民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成されている世帯
 - (3) 令和5年度八王子市住民税非課税世帯への臨時特別給付金支給要綱に基づく八王子市住民税非課税世帯への臨時特別給付金の支給対象となった世帯及び当該世帯の世帯主であった者を含む世帯
 - (4) 令和5年度八王子市住民税均等割のみ課税世帯への臨時特別給付

金支給要綱に基づく八王子市住民税均等割のみ課税世帯への臨時特別給付金の支給対象となった世帯及び当該世帯の世帯主であった者を含む世帯

- (5) 他市町村において第3号若しくは第4号に規定する給付金又は臨時特別給付金と同趣旨の給付金を受給した世帯及び当該世帯の世帯主であった者を含む世帯

(支給額)

第4条 前条の規定により支給対象者に対して支給する臨時特別給付金の金額は、1世帯当たり10万円とする。

(支給額の加算)

第4条の2 臨時特別給付金の支給対象者の世帯に平成18年4月2日から令和6年10月31日までに生まれた児童（以下この条において「児童」という。）が属する場合（児童が他市町村において臨時特別給付金と同趣旨の給付金を受給しておらず、支給対象者が当該児童を扶養している場合を含む。）には、前条の支給額に加え、児童1人当たり5万円（以下「こども加算」という。）を支給する。

(受給権者)

第5条 臨時特別給付金及びこども加算（以下「臨時特別給付金等」という。）の受給権者は、支給対象となる世帯の世帯主とする。ただし、当該世帯主が基準日以降に死亡した場合において、他の世帯構成者がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者（これにより難しい場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者のうちから選ばれた者）とする。

- 2 配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している者、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）に定める措置を受けた者等の特別な配慮を要する者の取扱いについては、別記のとおりとする。

(支給の方式)

第6条 臨時特別給付金等の支給を受けようとする者は、令和6年度八王子市住民税非課税世帯等への臨時特別給付金支給確認書（様式第1号。以下「確認書」という。）又は令和6年度八王子市住民税非課税世帯等への臨時特別給付金申請書（様式第2号。以下「申請書」という。）の提出により申請を行うものとする。

- 2 確認書又は申請書（以下「確認書等」という。）による申請に基づく支給は、次に掲げる方式のいずれかにより行う。ただし、第3号に掲げる方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2

号による支給が困難な場合に限り行う。

- (1) 郵送申請方式 申請者が確認書等を郵送により市に提出し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式
- (2) 窓口申請方式 申請者が確認書等を市の窓口に出し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式
- (3) 窓口現金受領方式 申請者が確認書等を郵送により、又は市の窓口において市に提出し、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

3 前項第3号の窓口現金受領方式による支給が困難な場合は、他の方法により支給することができるものとする。

4 申請者は、確認書等の提出に当たり、公的な本人確認書類の写し等を提出又は提示すること等により、申請者本人であることを証するものとする。

第6条の2 市は、前条の規定にかかわらず、第4条の2に規定する児童のうち、基準日の翌日から令和6年10月31日までに生まれた児童が属する支給対象者に対し、令和6年度八王子市住民税非課税世帯等への臨時特別給付金こども加算の支払予定について（様式第3号。以下「お知らせ通知」という。）により通知することでこども加算を支給することができる。

2 前項に規定する支給対象者は、令和6年度八王子市住民税非課税世帯等への臨時特別給付金こども加算受給辞退の届出書（様式第4号。以下「届出書」という。）を市に提出することによりこども加算の受給を拒否することができる。

3 市長は、お知らせ通知の発出日から10日後までに届出書の提出がないときは、速やかに当該支給対象者に対して支給を決定し、こども加算を支給するものとする。

（代理による申請）

第7条 申請者に代わり、代理人として第6条第1項の規定による申請を行うことができる者は、原則として次に掲げる者に限る。

- (1) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人）
- (2) 受給権者と同一の世帯に属する者

2 代理人が前項の規定に基づき申請をするときは、確認書等の委任欄へ記載するものとする。この場合、市は、公的な本人確認書類の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認するものとする。

3 市は、第1項第1号の者にあつては登記事項証明書（市が確認書等を受領した日から3か月以内に発行されたものに限る。）により、同項第2号の者にあつては住民基本台帳により、代理権を確認するもの

とする。

(申請期限)

第8条 臨時特別給付金等の申請受付開始日は、市長が別に定める日とする。

2 確認書等の提出期限は、令和6年10月31日とする。

(支給の決定等)

第9条 市長は、第6条の規定により確認書等を受理したときは、速やかに内容を確認し、支給の可否を審査の上、支給又は不支給を決定するとともに、申請者に対し支給の可否を通知するものとする。

2 市長は、前項の審査により支給を決定したときは、支給対象者に臨時特別給付金等を支給するものとする。

(臨時特別給付金の支給等に関する周知等)

第10条 市長は給付金事業の実施に当たり、支給対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法により住民への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第11条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第8条第2項の提出期限までに第6条第1項の申請が行われなかった場合は、当該支給対象者が臨時特別給付金等の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第9条第1項の規定による支給決定を行った後、確認書等の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず確認書等の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第12条 市長は、受給権がない者が臨時特別給付金等の支給を受けた場合に、支給を行った臨時特別給付金等の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第13条 臨時特別給付金等の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえをしてはならない。

(その他)

第14条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

別記（第5条関係）

1 配偶者やその他親族からの暴力等を理由とした避難事例の取扱い

(1) 次に掲げる事例であって、かつ、(2)の申出者の満たすべき一定の要件を満たしており、その旨を申し出た場合、当該申出を行った者（以下「申出者」という。）については、基準日時点で申出者が八王子市に住民票が所在しない場合にも、当該申出者の臨時特別給付金等については、八王子市から支給する。

ア 配偶者からの暴力等を理由に避難し、配偶者と生計を別にして
いる者（女性相談支援センターの一時保護施設（一時保護委託契
約施設を含む。以下同じ。）又は女性自立支援施設の入所者の暴
力被害が、当該入所者の親族（配偶者を除く。以下同じ。）など、
当該入所者が属する世帯の者が加害者であって、当該親族と生計
を別にして入所者を含む。）及びその同伴者であって、基準
日において八王子市に住民票を移していない者

イ 親族からの暴力等を理由とした避難事例で、親族からの暴力等
を理由に避難している者が自宅には帰れない事情を抱えているも
の

(2) 申出者の満たすべき一定の要件は、次のアからエまでに掲げる要
件のいずれかを満たすものとする。

ア 申出者の配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の
保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条に基づ
く接近禁止命令又は第10条の2に基づく退去命令が出されている
こと。

イ 女性相談支援センターによる「配偶者からの暴力の被害者の保
護に関する証明書」（親族からの暴力を理由に女性相談支援セン
ターの一時保護施設又は女性自立支援施設に入所している者に女
性相談支援センターにより発行される「配偶者からの暴力の被害
者の保護に関する証明書」と同様の内容が記載された証明書を含
む。）が発行されていること。

なお、女性相談支援センター以外の配偶者暴力対応機関（配偶
者暴力相談支援センター、福祉事務所及び市町村における配偶者
暴力相談支援担当部署をいう。）や行政機関や関係機関と連携し
てDV被害者支援を行っている民間支援団体（婦人保護事業委託
団体、地域DV協議会参加団体及び補助金等交付団体をいう。）
が発行した確認書も、上記証明書と同様のものとして取扱う。

ウ 基準日の翌日以降に住民票が居住市町村へ移され、住民基本台
帳事務処理要領（昭和42年自治振第159号等自治省行政局長
等通知）に基づく支援措置の対象となっていること。

エ アからウに掲げる場合のほか、申出者と住民票上の世帯との間に生活の一体性がないと認められる場合

※ 女性自立支援施設等に申出者が児童（１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある者をいう。）とともに入所している場合で、申出者の配偶者に対して当該児童への接見禁止命令が発令されている場合など、当該取扱いの趣旨を踏まえ、明らかに申出者と住民票上の世帯との生計が同一ではないと判断することができる場合を含む。

2 措置入所等児童の取扱い

基準日において、次の(1)から(6)までのいずれかに該当する児童（基準日時点で満１８歳に満たない者をいう。以下同じ。）及び児童以外の者（基準日時点で原則として満２２歳に達する日の属する年度の末日までにある者（疾病等やむを得ない事情による休学等により、当該年度の末日を越えて在学している場合を含む。））及び(6)における母子生活支援施設の入所者を含む。以下同じ。）については、八王子市における申請・受給権者とする。

- (1) 児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第２７条第１項第３号の規定により同法第６条の３第８項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第６条の４に規定する里親に委託されている児童（保護者（児童福祉法第６条に規定する保護者をいう。(2)において同じ。）の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、２月以内の期間を定めて行われる委託をされている児童を除く。）
- (2) 児童福祉法第２７条第１項第３号の規定により入所措置が採られて同法第４２条に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）に入所し、若しくは同法第２７条第２項の規定により同法第７条第２項に規定する指定発達支援医療機関（以下「指定発達支援医療機関」という。）に入院し、又は同法第２７条第１項第３号若しくは第２７条の２第１項の規定により入所措置が採られて同法第３７条に規定する乳児院、同法第４１条に規定する児童養護施設、同法第４３条の２に規定する児童心理治療施設若しくは同法第４４条に規定する児童自立支援施設（以下「乳児院等」という。）に入所している児童（当該児童心理治療施設又は児童自立支援施設に通う者、２月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所又は指定発達支援医療機関への入院をしている者及び保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったこと

に伴い、2月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている児童を除く。)

- (3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第2項若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第373号）第16条第1項第2号の規定により入所措置が採られて障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設をいう。）又はのぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。）に入所している児童（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。)
- (4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第30条第1項ただし書の規定により同法第38条第2項に規定する救護施設、同条第3項に規定する更生施設若しくは同法第30条第1項ただし書に規定する日常生活支援住居施設に入所し、又は困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第12条に規定する女性自立支援施設に入所している児童（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者及び一時保護委託がされている者を除き、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。)
- (5) 児童福祉法第25条の7第1項第3号の規定により同法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業における住居に入居している児童等（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童以外の者にあつては、同法の規定及び「社会的養護自立支援事業等の実施について」により、入居している者に限る。)
- (6) 児童福祉法第23条第1項の規定により同法第38条に規定する母子生活支援施設（以下「母子生活支援施設」という。）に入所している者（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除く。)

3 入所措置等が執られている障害者・高齢者の取扱い

以下の(1)又は(2)のいずれかに該当する「措置入所等障害者」及び「措置入所等高齢者」（以下「措置入所等障害者・高齢者」という。）であつて、基準日において、八王子市に住民基本台帳に記録されている者については、八王子市における申請・受給権者とする。ただし、八王子市で入所等の措置を講じ、措置入所等担当課室から給付

金担当課室に対して、施設所在市町村に住民票を移していない措置入所等障害者・高齢者に関する情報提供が行われた場合、当該措置入所等障害者・高齢者に支給する。

- (1) 「措置入所等障害者」とは、身体障害者福祉法第18条第1項若しくは第2項又は知的障害者福祉法第15条の4若しくは第16条第1項第2号の規定による措置が執られている者（措置が執られている者には、措置施設入所者や措置入所に準ずるものとして措置権者が適当と認める者（成年後見人、代理権付与の審判がされた保佐人及び代理権付与の審判がされた補助人が選任されている者等を含む。）を含む。以下同じ。）（2月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）
- (2) 「措置入所等高齢者」とは、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第10条の4第1項及び第11条第1項の規定による入所等の措置等が執られている者（2月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）

4 ホームレス等の取扱い

居住が安定していないいわゆるホームレスの者や事実上ネットカフェに寝泊まりしている者であって、いずれの市区町村の住民基本台帳にも記録されていない者について、基準日の翌日以降、八王子市において住民基本台帳に記録されたときは、八王子市における申請・受給権者とする。

5 無戸籍者の取扱い

現に住民基本台帳に記録されていない者であって、自己又はその未成年の子等が無戸籍であると八王子市に申し出た者について、無戸籍者として把握していることを八王子市長が相当と認めるときは、八王子市における申請・受給権者とする。